

委員会に関する細則

(2011年 6月10日 総会議決)
(2012年 3月25日 理事会議決)
(2012年12月 9日 理事会議決)
(2013年 9月 8日 理事会議決)
(2013年12月 8日 理事会議決)
(2014年 3月30日 理事会議決)
(2019年 3月31日 理事会議決)
(2023年 9月10日 理事会議決)
(2024年 2月25日 理事会議決)
(2025年 7月20日 理事会議決)

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本東洋医学会（以下、「本法人」という。）の委員会設置及び運営に必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 本法人の委員会の名称及び職務は、別紙に掲げる通りとする。

2. 委員会は、委員会の事業を補うため、理事会の承認を得て、委員会の下に小委員会を設置することができる。

(1) 小委員会の委員等の選任方法は、その小委員会が属する委員会が別に定める。

(担当役員)

第3条 第2条1項に定めるそれぞれの委員会に、次の員数の担当理事及び副担当理事（以下、併せて「担当役員」という。）置く。

(1) 担当理事 1名

(2) 副担当理事 1名以内

2. 担当理事は、理事の中から、会長が選任する。

3. 副担当理事は、理事の中から会長と担当理事が協議して選任する。

(担当役員の職務)

第4条 担当役員の職務は、以下とする。

(1) 担当理事は、委員会を所管し、統轄する。

(2) 副担当理事は、担当理事を補佐し、担当理事に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(委員会委員の選任)

第5条 第2条1項に定めるそれぞれの委員会の構成は以下とする。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 2名以内

(3) 委員及び外部委員（以下、「委員等」という。） 若干名

2. 委員長は、会長と担当理事が協議し委員の中から選任する。

3. 副委員長は、委員長が委員の中から選任する。

4. 委員等は、会員及び学識経験者のうちから、会長と担当理事が協議して候補者

を選定し、理事会の選任決議を経て会長が委嘱する。委員等の選任にあたっては、以下の各号の定めるところに従うものとする。

- (1) 倫理委員会には、本法人の透明性を担保するため会員でない学識経験者を1名以上人選する。
 - (2) 委員会規程において、委員の構成を定めている場合は、それに従う。
 - (3) 会員以外の学識経験者を外部委員という。
 - (4) 委員等を選任するにあたっては、候補者が理事、顧問弁護士、顧問会計士である場合を除き、候補者から略歴書の提出を受けて審議を行うものとする。
5. 担当役員及び委員長の協議により、他の委員会の意見を聴取するため、他の委員会の委員をオブザーバーとして、その都度招集することができる。
6. 担当役員及び委員長の協議により、委員会の業務を遂行するために会員及び学識経験者をアドバイザーとして、その都度招集することができる。

(委員の職務)

第6条 委員の職務は、以下とする。

- (1) 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 委員は、第2条1項に定める各委員会の職務に関する事項について協議又は審議する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 補欠として又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、Web参加を含め委員の過半数の出席をもって成立する。

2. 決議は、委員会出席委員数の過半数を要し、可否同数の時は、担当役員の同意を得て委員長が決する。
3. 委員会の決議は、議題及び議案の内容を予め委員に書面で通知し、その賛否を書面で徴することにより、書面で行うことができる。
4. 担当理事は、審議内容及び活動状況を理事会に報告しなければならない。報告の方法は、議事録の提出及び理事会での口頭報告とする。
5. 担当理事は、緊急を要する事案が生じた時は、委員長と相談し、委員会の決議を待たずに対応することができる。その場合には、速やかに委員会に報告しなければならない。

(経費及び報酬)

第9条 委員会の活動にかかる宿泊交通費は、別に定める規程により本法人が負担する。

2. 担当役員、委員、オブザーバー及びアドバイザーは無報酬とする。

(議事録)

第10条 委員会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。
議事録は、原則として非公開とする。

(委員会の設置及び改廃等)

第11条 委員会の設置、廃止及び改変は、次条の定めに基づきこの細則を変更して行う。

(細則の変更)

第12条 この細則は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附則 この改正細則は、2012年3月26日から施行する。

附則 この改正細則は、2012年12月10日から施行する。

附則 この改正細則は、2013年9月9日から施行する。

附則 この改正細則は、2013年12月9日から施行する。

附則 この改正細則は、2014年3月30日から施行する。

附則 この改正細則は、2019年4月1日から施行する。

附則 この改正細則は、2023年9月11日から施行する。

附則 この改正細則は、2024年2月26日から施行する。

附則 この改正細則は、2025年7月20日から施行する。

別表 委員会 職務

- 編集委員会：学会誌及び英文誌の編集発行
- 健康保険担当委員会：健康保険関係の問題対応
- 学術教育委員会：卒前卒後教育の充実に向けた作業
- 鍼灸学術委員会：日本の伝統鍼灸を国民的医療にするための学術研究を推進し
日本鍼灸の優れた点を世界各国に紹介し普及させる
- E B M 委員会：漢方医学のエビデンス・ベースの構築
- 用語及び病名分類委員会：WHO 国際分類の適切な導入及び普及
- 漢方医学書籍編纂委員会：漢方医学書籍編纂作業
- 生薬原料委員会：生薬問題の具体的対策
- 渉外委員会：国内の関連機関との提携及び交流
- 国際委員会：国外の関連機関との提携及び交流
- 専門医制度委員会：漢方専門医を目指す専攻医に必須な臨床研修の構築・管理と
専門医認定を行い、専門医の生涯教育と更新認定を行う
- 運営委員会：学会の将来像、理事会諮問事項、予算・決算及び事業計画・
事業報告等の検討
- 臨床研修推進委員会：質の高い臨床研究の推進及び若手研究者の育成と支援
- 広報委員会：広報活動及びWEBサイトの運用整備
- 倫理委員会：倫理関係の問題対応
- 利益相反（COI）委員会：COI 関係の問題対応
- コンプライアンス委員会：コンプライアンス関係の問題対応
- 医療安全委員会：医療安全について調査・検討を行う
- 個人情報保護委員会：個人情報の適正な取扱いに関する案件に対応する
- J L O M 委員会：JLOMの活動を会員へ周知及び支援する。